

登記・供託オンライン申請システム（不動産登記関係手続）及び磁気ディスクを提供する方法により申請する場合に利用可能な電子証明書について

平成23年4月1日（金）から、登記・供託オンライン申請システム（不動産登記関係手続）及び磁気ディスクを提供する方法により申請する場合には、下記の電子証明書は利用することができなくなりますのでお知らせします。

不動産登記の申請に当たっては、御注意ください。

記

- 「Accredited Signパブリックサービス2」ID型（電子認証サービス株式会社）
- MJS電子証明書サービス（株式会社ミロク情報サービス）